

津波観測施設の更新作業に伴う影響について

気象庁では、津波の適切な監視体制を維持するため、津波観測施設の更新作業を令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月にかけて順次実施します。この作業中、津波観測データを津波情報で発表できない期間が生じますのでお知らせします。

気象庁では、津波の適切な監視体制を維持し、的確な津波情報等を発表するため、老朽化する津波観測施設の更新作業を令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月にかけて順次実施します。この作業中、合計 29 か所の津波観測地点について、観測データを津波情報で発表できない期間が生じますので、お知らせいたします。

なお、作業期間中も、全国の沿岸を 66 に区分した津波予報区のそれぞれにおいて、少なくとも 1 地点以上の津波観測データを発表できる体制を確保します。また、津波警報（第 1 報）については、地震計の観測データをもとに震源及び地震の規模を速やかに推定し、津波の観測を待つことなく発表しますので、発表までにかかる時間及びその内容に影響はありません。

更新作業により観測データを津波情報で発表できない地点と期間は別紙のとおりです。なお、天候等により日程が変更になる場合もあります。別紙は随時最新の情報に更新して掲載しますので、最新の日程にご留意ください。

最新の作業日程の掲載先：

https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/db/tide/2024_tsunami_schedule.pdf

問合せ先：

（施設の更新、スケジュール等に関すること）

大気海洋部 環境・海洋気象課 吉田・ト部

電話 03-6758-3900（内線 4741・4752）

（津波情報に関すること）

地震火山部地震津波監視課 牛田・桑山

電話 03-6758-3900（内線 5141・5142）